

募集型企画旅行取引条件説明書

1. (適用範囲)

当社がお客様との間で締結する募集型企画旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

2. (用語の定義)

この約款で「募集型企画旅行」（以下単に「契約」という。）とは、当社が、お客様の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

3. (旅行契約の内容)

当社は、この契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、旅行サービスの提供を受ける事ができるように、手配し、旅程を管理する事を引き受けます。

4. (手配代行者)

当社は、この契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

5. (契約の申込みとお支払い)

当社にこの契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、提出して頂くと共に、当社が定める申込金をお支払い頂きます。申込金は、旅行代金又は取消料、違約料の一部として取り扱います。

当社は、電話、郵便、ファクシミリ、メールその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱う場合があります。

6. (契約成立の時期)

当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約が成立したものとします。

7. (契約書面の交付)

当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する記載した契約書面を交付します。

8. (確定書面)

契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

9. (旅行代金)

お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

10. (旅行内容・旅行代金の変更)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。この場合は出発日前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

当社は適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

当社は契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内にて旅行代金の額を変更することがあります。

11. (お客様の交換)

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、手数料とともに提出しなければなりません。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受け

国内募集型企画旅行条件説明書（必ずお申込みの際ご確認下さい） 旅行業法第12条の4による取引条件説明書・旅行業法第12条の5による契約書面

た方は、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

12. (お客様の解除権)

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料（違約料）をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

○ 取消料（違約金） 旅行の変更は取消料に準じます。

区 分	取 消 料
出発日の21日前	無料
出発日の20日～8日前	旅行代金の20%
出発日の7日～2日前	旅行代金の30%
出発日の前日	旅行代金の40%
当日	旅行代金の50%
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

尚、取消・変更等のご連絡は営業時間内をお願い致します。

メール・ファクシミリ等にてご連絡頂いた場合は当社がそれらを受け取った日時を基準と致しますので、状況によっては翌営業日の扱いとなります。お客様は、次の場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- (1) 当社によって契約内容の重要な変更が行われたとき。
- (2) 第10項に基づき、旅行代金が増額されたとき。
- (3) 天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (4) 当社がお客様に対して別途定める期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

13. (当社による旅行契約の解除)

●旅行開始前の解除

- (1) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (3) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (5) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときには取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

当社は、旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

●旅行開始後

- (1) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他のものによる当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

当社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

前項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. (旅行代金の払い戻し)

当社は第 10 項の規定により旅行代金が減額された場合または第 12 項、13 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. (旅程管理)

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様と異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときには、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

16. (添乗員等の業務)

当社は、添乗員の同行又は現地スタッフが駐在する旅行にあっては、添乗員または現地スタッフが旅行を安全かつ円滑に実施するため当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
添乗員又は現地スタッフの業務は原則として 8 時から 20 時までとします。

17. (当社の責任及び免責事項)

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (3) お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いません。
 - ① 天変地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害。
 - ③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。
 - ⑤ 自由行動中の事故。
 - ⑥ 食中毒。
 - ⑦ 盗難。
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

18. (お客様の責任)

- (1) 当社は、お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為により、当社が損害を被ったときは、お客様は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. (特別補償)

当社は、17 項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
当社が 17 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

20. (旅程保証)

当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表右側に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様にお支払いします。ただし、当該変更について当社に 17 項(1)の規定に基づく責任が明らかである場合にはこの限りではありません。

- 一、次に掲げる事由による変更
- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- 二 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト お客様の生命又は身体 の安全確保のため必要な処置

変更補償金（表）

変 更 補 償 金 の 支 払 い が 必 要 と な る 変 更	1 件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストラン含みます。）その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面に記載した事項の変更	2.5	5.0
注 1 「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいひ、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいひます。		
注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。		
注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。		
注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。		
注 6 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。		

※次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。
①天変地変②戦乱③暴動④官公署の命令⑤運送・宿泊機関のサービスの中止⑥当初の運行計画によらない運送サービスの提供⑦旅行者の生命又は安全確保のために必要な措置⑧お客様のお申し出による変更

21. (旅行条件・旅行代金の基準)

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、募集要項に明示した日となります。

22. (約款準拠)

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款（標準旅行業約款）に定めるところによります。

23. (個人情報の取扱いについて)

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させて頂くほか、お客様がお申込みいた旅行において運送・宿泊機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手续に必要な範囲内で利用させて頂きます。
この他当社では
(1) 会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンご案内。
(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
(3) 各種アンケートのお願い。
等にお客様の個人情報を利用して頂く事があります。

＊ 営業時間 日・祝日・年末年始（12/29～1/6）を除く
平日の 9：30～18：00
土曜は 9：30～12：00

株式会社 **トラベル・セゾン**
101-0061 東京都知事登録旅行業 2-2210 号
東京都千代田区神田三崎町 2-20-4 八木ビル 4F
TEL 03-3263-4311 FAX 03-3263-6521
旅行業務取扱管理者 三東博之